

宮崎県景観まちづくりアドバイザー設置要綱

平成19年 9月 3日
改正 平成20年12月 1日
改正 平成29年 3月17日
県土整備部都市計画課

(目的)

第1条 この要綱は、住民、事業者、県、市町村等が協働して、地域の特性を生かした景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりを支援するため、宮崎県景観まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、景観まちづくりに関して専門的な知識を有する者の中から知事が委嘱し、宮崎県景観まちづくりアドバイザー名簿（別記様式）に登録する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は登録をした日から2年を経過した日の属する年度末までとし、再任を妨げない。

(臨時アドバイザー)

第4条 第2条の規定にかかわらず、知事は、特別な理由があり、アドバイザー以外の者の講演や助言等が必要と認めるときは、臨時アドバイザーを置くことができる。

- 2 臨時アドバイザーは、景観まちづくりに関して専門的な知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 臨時アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該助言等が終了する日までとする。
- 4 次条及び第7条から第9条までの規定は、臨時アドバイザーについて準用する。この場合において、これらの規定中「アドバイザー」とあるのは、「臨時アドバイザー」と読み替えるものとする。

(業務)

第5条 アドバイザーは次に掲げる業務について、講演や助言等を行うものとする。

- (1) 地域の特性を生かした景観の保全及び創出
- (2) 景観を資源として活用するための環境づくり
- (3) 公共事業に係る良好な景観の形成
- (4) 景観まちづくりを推進するための担い手の育成
- (5) その他景観まちづくりに必要な事項に関すること

(依頼)

第6条 知事は、アドバイザーの助言等を必要とする案件が生じた場合は、第2条の規定により委嘱したアドバイザーのうち適当と認める者に対し、当該案件に関する助言等を依頼するものとする。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(謝金及び費用弁償)

第8条 県はアドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内において謝金、旅費その他の費用弁償を行うものとする。

(庶務)

第9条 アドバイザーに関する庶務は、県土整備部都市計画課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成19年9月3日から施行する。

附 則

(アドバイザーの任期の特例)

平成20年12月1日までに選任されたアドバイザーの任期は、第3条の規定にかかわらず、再任した日の属する年度の翌年度末までとする。

平成20年12月1日以降に選任されたアドバイザーの任期は、第3条の規定にかかわらず、選任した日の属する年度の翌年度末までとする。

(施行期日)

この要綱は平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(別記様式)

宮崎県景観まちづくりアドバイザー名簿

ふりがな	
氏 名	
住 所	
連 絡 先 (勤務先等)	郵便番号 住 所 (勤務先等の名称) T E L F A X E-mail
専 門 分 野	
経 歴	